

## 第25期第9回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年4月5日(金曜日) 14:00～15:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第7番	神野伸二
第2番	近藤孝志	第8番	神野明仁
第3番	加藤宏司	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第10番	千葉英明
第5番	小野義尚	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
		第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

第12番 飯尾博光

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

農政関係 令和6年度最適化活動の目標設定等について

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



14時00分開会

### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

### 【藤田会長】

総会に先立ちまして、農業委員会事務局職員新任者挨拶及び農地利用最適化推進委員委嘱式を行います。

まず、この4月に農業委員会事務局に配属されました高橋主幹です。高橋主幹、挨拶をお願いします。

### 【高橋主幹】

この度、異動になりました高橋です。農業委員会は初めてですので、みなさまに迷惑をかけることもあるかと思いますが、なるべく早く覚えてお役に立ちたいと思います。

よろしく願いいたします。

### 【藤田会長】

次に、農地利用最適化推進委員委嘱式を行います。

委嘱状をお渡ししますので、千葉英明委員、前の方によりしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

それでは、就任されました千葉英明委員から一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

### 【千葉委員】

皆さん、初めまして。千葉と申します。農業の経験はまだまだ十数年程しかありませんが、今回、こういったお役目をいただいたからには、新居浜の農業の発展をしっかりと繋いでいきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

### 【藤田会長】

ありがとうございました。

千葉委員さん、よろしくお願いいたします。

**【原事務局長】**

それでは、総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

改めまして、皆さん、こんにちは。

桜の開花が、今年は早いだらうと言われておりましたが、やっときれいに咲き始めました。この週末あたりが、一番見頃ではないかと思えます。非常に、心ウキウキする季節になりました。特に、年度が変わったということで、新しい気持ちです。二十四節季では、今は清明です。すべてのものが、生き生きと清らかに見えてと言われております。

やることは今までと変わりありませんが、年度当初ということで気持ちを切り替えて、農業委員会活動、地域農業の発展のために御尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第9回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農政関係は議案第1号、農地関係は議案第1号から議案第3号までを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾俊行委員と星加誠委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、決議事項が1件、報告事項が1件となっております。

1ページを御覧ください。

議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【原事務局長】**

議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」説明させていただきます。令和6年3月4日の役員会での協議をもとに作成いたしました。

2ページを御覧ください。

令和6年度最適化活動の目標の設定等となっております。

Iは、農業委員会の状況でございます。

次に、3ページを御覧ください。

IIは、最適化活動の目標でございます。

II最適化活動の成果目標として、(1)から(3)の3つの項目がございます。

まず、(1) 農地の集積については、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積目標でございます。令和3年10月に作成した新居浜市の基本構想で10年後に目指す集積率24.6%から算出し、今年度の目標を、新規集積面積14ヘクタールとしております。

次に、(2) 遊休農地の解消については、令和4年度の調査で判明した遊休農地面積85ヘクタールのうち、緑区分の28ヘクタールについて、昨年度から4年かけて解消することを目標とするため、今年度の解消目標面積は昨年度と同様に7ヘクタールとなります。黄色区分については、基盤整備の計画を基に工程表を策定することが目標であるため、引き続き、市への要望を続けていきたいと思っております。

次に、4ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進でございますが、農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとなっていることから、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上にあたる面積2.3ヘクタールを目標としております。

次に、最適化活動の活動目標でございます。

(1) から (3) の3つの項目がございます。委員さんの活動についての目標になります。

まず、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、農業委員会全体として取り組む活動に加え、日常の農作業のための圃場の行き来と併せて行う「農地の見守り」や「農家への声かけ」等の活動も含め、1月に行う1人当たりの活動日数を8日としました。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、農林水産省経営局長通知により、活動強化月間として3か月以上を設定することを目標としているため、10月から12月までの3か月間を強化月間としております。

今年度は「地域計画」の話合いが予定されているため、話合いに参加することを目標としております。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、「農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することを目標として設定するものとする。」となっていることから、毎年2月頃に実施している新居浜市営農推進協議会による新規就農相談会に参加することとしております。

今後の予定としましては、只今説明しました令和6年度最適化活動の目標の設定等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で提案説明を終わります。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

最適化活動の目標ということで、必ずしなければならないということではないですが、このようになっていけばいいなということです。

特に、今年度は地域計画を作成していかなければならないということもあります。ですので、みなさん、よろしくお願いします。

(神野委員挙手)

**【神野（明）委員】**

事務局から目標を設定してくれましたが、具体的にはどのように実行していけばいいのか、事務局で何か示してもらいたいです。

例えば、遊休農地ならどこの農地を解消するのか等言ってもらえれば、我々も動きやすいです。

**【中島係長】**

事務局として、これから農業委員さんにやっていただきたいことは、地域計画を作成するときに、協議の場に農業委員さんそれぞれ参加していただきますので、その際に、地図に遊休農地や貸したい希望の農地を示しておりますので、来られた認定農業者さん等に繋ぎ役をしていただけたら、少しでも遊休農地が解消するのではと思います。よろしくお願いします。

**【藤田会長】**

事務局から説明もありましたが、新居浜市は担い手が非常に少ないです。担い手がたくさんいれば、遊休農地についても前向き取り組んでいけるとは思います。担い手が少ないのでなかなか難しい部分もあります。地域計画もありますので、担い手の方をお願いしたりして、遊休農地の面積を少なくしていければと思います。

先日、研修に行った倉吉市のお話を聞くと、非常にうらやましいと思いました。担い手がいたり、新居浜とは取り組みの違う地域だと思いました。国からの指示でなければならないことですが、地域ごとに難しい部分もあります。できないとは言えないですから、少しでも、一歩でも前に進むような目標設定でございます。こういったことも十分に御理解いただいて、これからの活動も御協力いただきたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

5ページを御覧ください。

令和5年8月から令和6年3月までの業務について報告します。

まず、(1)会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月、えひめ共済会館で開催され、私が出席し、農地法第4・5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、11月30日に全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され、私が出席しました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を4回開催しました。

続きまして、資料6ページ以降の総会及び農政関係報告、農地関係報告等については、資料のとおりですので、お目通しください。

以上で、業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上をもちまして、農政関係の議案がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、岡田悦明委員、渡邊勝俊委員、小野義尚委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【高橋主幹】**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条(農用地利用集積計画に関する経過措置)の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田51筆、畑15筆、合計面積54,097.00㎡でございます。

2ページをお開きください。

17番から58番までの42件でございます。内訳といたしましては、再設定が38件。期間は、1年間で2件、2年間で1件、2年10ヵ月間で2件、3年間で27件、4年間で2件、5年間で4件。新規設定は3年間で4件。利用権の種類は、使用貸借権が33件、賃貸借権が9件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく申し上げます。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、17番から58番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

7ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」は、18番について私が関係しておりますので、まず、18番以外の議案について議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は再審議の1件を含む4件となりますが、先ほど会長から説明がありましたとおり、18番は会長が関係しておりますので、まず、18番以外の事案について説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

14番、北内町二丁目、田1筆、面積668㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。

本事案は先月3月4日付け第8回農業委員会総会にて新規就農として上程し、審議の結果、保留となっていた事案で、追加調査として、藤田幸正会長、藤田隆委員立会いの下、本人に営農計画の聞き取り調査を行い、併せて農地利用を確約する念書を提出いただいております。

16番、政枝町二丁目、田1筆、面積374㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。

譲受人は現在1反7畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自己所有地に隣接する申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

9ページを御覧ください。

17番、垣生字サコノ谷、畑4筆、合計面積795㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。

譲受人は、これまで親族が所有する農地について耕作の手伝いをしており、今回、新規に営農を開始することを目的に、親族が所有する申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

以上、14番、16番及び17番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元

に配布させていただいております別紙調査書の1ページから3ページまでに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、再審議の14番は藤田隆委員から、16番は土岐秀男委員からそれぞれ報告をいただいた後、17番は私が地元委員となるため、私から説明いたします。

まず、藤田委員申し上げます。

#### 【藤田委員】

前回の会で、トラクター等所有していると言いましたが、3月24日に申請者のトラクターがどこにあるか確認しました。自宅から50m程のところに保管していました。同日に圃場も確認し、きれいに管理されていました。3月27日に事務局にて、申請者、会長、私、井上主任とお話もしました。作付けは自家消費が目的で、季節野菜を栽培する予定とのことでした。以前から、家族の土地を保全管理しているのも見えています。ということですので、許可しても問題ないと思われれます。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、土岐委員さん申し上げます。

#### 【土岐（秀）委員】

16番について、説明いたします。

3月22日に現地の調査と農地の利用等について、話を伺いました。

譲受人は現在、自宅に隣接する土地で稲作や季節野菜を栽培しています。長年の農作業歴があり、稲作に必要なほとんどの農機具を有しておりまして、このまま家族で稲作を考えているとのこと。また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業等の活動にも参加し、交流を深めておられます。

申請地につきましては、自宅から約2kmのところにあるものの、維持管理や保全に支障をきたすことなく、耕作が可能な範囲と思われれます。

現在、耕作はしておりませんが、譲渡人が高齢や遠方におられるということで、譲受人が数年前からトラクターによる除草や、水路の清掃等してこられたとのこと。ですので、いつでも耕作できる状況です。隣接との境界も明確であり、周辺への影響もなく、調和要件も特に問題ないため、許可しても支障ないと思われれます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続いて、17番について説明いたします。

今回、贈与とのこと。譲受人は、祖父について行ってよく手伝いをしていたそうです。現地は垣生山ですので、わかりにくい部分もありますが、地元の人にも話を聞いて、これから管理していけるのではと思います。近隣の方とはトラブルにならないよう、十分に注意してくださいと伝えたら、わかりましたとのことでした。

以上、14番、16番及び17番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」のうち、14番、16番及び17番を原案のとおり決定させていただきます。

続いて、18番の議案の審議に移りますが、私が関係しておりますので、退席いたします。その間、議長を会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(会長退席、議長交代)

**【伊藤会長代理】**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

18番につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、垣生六丁目、田1筆、面積406㎡、譲受人は市内在住の2-4さん。

譲受人は現在1反5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自宅及び既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作

付けは水稻を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書の4ページに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

**【伊藤会長代理】**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、加藤宏司委員から報告をいただきます。

加藤委員、お願いします。

**【加藤委員】**

18番について説明させていただきます。

3月27日に現地確認しました。自宅の隣接したところで稲作をしています。自宅の奥に倉庫があり、トラクター等を出し入れする際に申請地を通らないといけないということで、農地の拡大とともに今回の申請が出されました。

隣接地で稲作をされているので、水等の問題ありませんし、地域との調和要件も問題ありません。

御審議、よろしく願いいたします。

**【伊藤会長代理】**

ありがとうございました。

以上、18番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」の18番を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、会長の入席を求め、議長を交代します。

ここで暫時休憩いたします。

(会長入席、議長交代)

**【藤田会長】**

休憩前に引き続き会議を開きます。

10ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は8件です。

11ページを御覧ください。

41番、北内町一丁目、田2筆、譲受人は3-1さん。

内容は自己住宅1戸103.99㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

42番、船木字国領、田1筆、譲受人は3-2さん。

内容は自己住宅1戸95.23㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

43番、沢津町一丁目、畑1筆、譲受人は3-3さん。

内容は自己住宅1戸129.59㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

44番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人3-4さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

45番、沢津町一丁目、田1筆、譲受人は3-5さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

46番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は3-6さん。

内容は自己住宅1戸100.20㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

13ページを御覧ください。

47番、船木字国領、畑1筆、譲受人は3-7さん。

内容は露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、

権利区分は、所有権移転です。

48番、高田一丁目、田1筆、譲受人は3-8さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、41番から48番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、41番から48番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

これをもちまして、第9回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。

---

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員